

道路標識・標示の補修について

○道路標識

- ・軽度の柱の傾き、板の方向不良等、簡易的に補修が可能なものについては警察署交通規制係員が作業を行うため、比較的早く補修が可能である。
- ・柱の交換・移設、板の交換が伴うものについては、警察署交通規制係員が事業量を算出し、本部へ交換の申請を行う。

その後、本部では各警察署の交換等が必要な標識をある程度一括して入札にかける手続きを行うため、6～10か月程度の期間がかかる。

○道路標示

- ・道路標示は警察署交通規制係員が簡易的に補修する術がないため、道路標識の交換手続き同様の作業と期間が必要となり、塗り直しが行われる。

※ 踏切前の「止まれ」の路面標示の塗り直しは、原則行わない

- ・道路標識・道路標示の補修要望について、要望書はごく簡単な内容で良いが、位置がしっかりと特定できるよう地図に具体的に場所を示すようにすること。

また、可能であれば写真を添付すること。（標識の損傷状況を事前に確認し、簡易補修の手段を選定するため。また、要望場所の誤りを防ぐため。）

- ・道路標識の交換、道路標示の塗り直しには当然費用が必要となる。

限られた予算のため、要望した場所全ての更新を行うことは不可能である。

よって損傷、摩耗具合がひどく更新の必要性の高いものから優先的に更新すること

となるため、損傷・摩耗程度によっては、要望しても更新しない場合もある。